

申請から補助金交付までの流れ

1 ウィッグまたは胸部補整具の購入

補助対象品を購入した際には、必ず領収証を受け取ってください。

2 補助金の申請

対象品の購入から1年以内

中面の「申請に必要な書類」を揃えて下記のいずれかの方法で提出してください。

① オンラインでの申請

「松戸市オンライン申請システム」

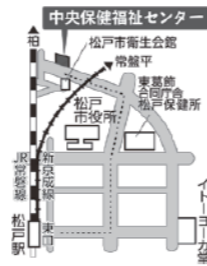
▶ <https://lgpos.task-asp.net/cu/122076/ea/residents/procedures/apply/1a2584fe-3313-4180-b99a-8e3ba73baea2/start>



② 「申請窓口」に郵送もしくは直接持参

【松戸市 健康医療部 健康推進課】

〒271-0072
千葉県松戸市竹ヶ花74番地の3 中央保健福祉センター3階
※松戸駅東口下車 徒歩約10分



3 交付決定 申請者への支払い

申請内容を審査し、交付決定したときは、申請者に交付決定通知書を送付します。その後、請求書を健康推進課に申請もしくは直接持参してください。請求書を受理後、指定の口座に補助金を支払います。

※必要な書類の詳細は中面で

制度に関するQ&A

松戸市公式HP

▶ https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko_fukushi/shiminnokenkou/appearancecare.html



<制度に関する問い合わせ>

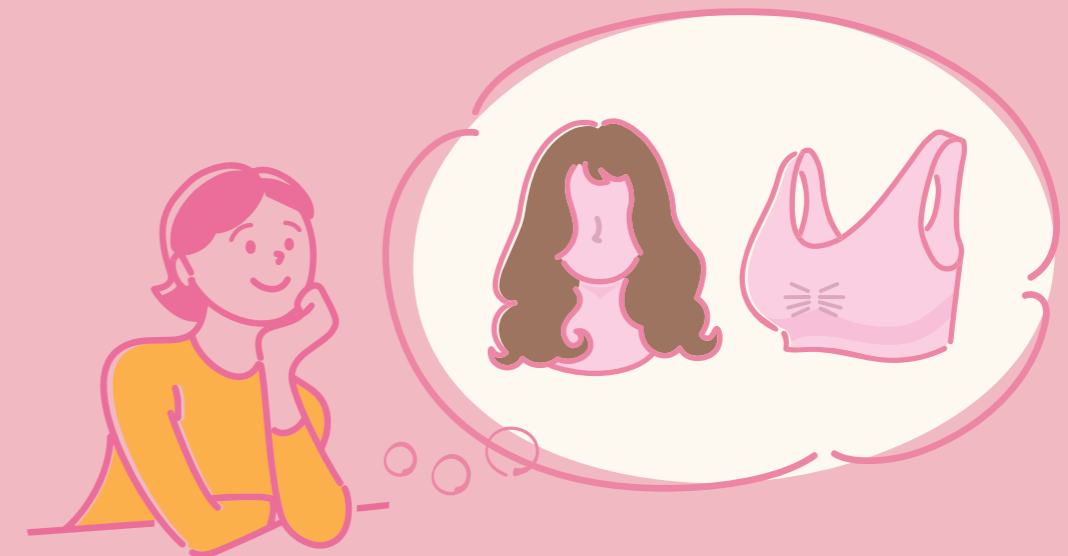
松戸市 健康医療部 健康推進課

TEL 047-366-7485

がんの治療を受けた方、
または現在治療中の方へ

ウィッグ 胸部補整具

購入等費用補助のご案内



松戸市では、外見の変化を伴うがんを治療中の方、または受けていた方の、ウィッグや胸部補整具の購入またはレンタル費用を補助します。

問合せ先

松戸市 健康医療部 健康推進課

〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花74番地の3
中央保健福祉センター3階

047-366-7485

受付時間 8:30~17:00(土日祝日を除く)

制度の概要

対象者

次のすべてに該当する方 ※ 対象者が未成年の場合は、保護者または未成年後見人が申請。

- 申請時において、松戸市内に住民登録があること
- がんと診断され、その治療を過去に受けた又は現に受けていること
- がんの治療に伴う脱毛、乳房の切除などにより、ウィッグまたは胸部補整具が必要であること
- 同一の対象物(ウィッグや胸部補整具)の補助を、松戸市または他市町村等で受けていないこと
- 市税を滞納していないこと

対象品

区分	対象	対象外
ウィッグ	<ul style="list-style-type: none">・ウィッグ(毛つき帽子含む)・ウィッグ装着時に必要なネットやインナーキャップ・ウィッグ材料費(アンダーキャップ、人工毛等)・ウィッグの製作に要する経費(オーダーメイドウィッグの製作費、既製ウィッグ)	<ul style="list-style-type: none">・ウィッグスタンド・ブラシ・専用シャンプー・送料や手数料
胸部補整具	<ul style="list-style-type: none">・補整下着(サイズ調整やカット費含む)・ノンワイヤーソフトブラ・ブレストバンド・補整用シリコンパッド・人工ニップル(胸部補整具の着脱に必要な接着剤や剥離剤を含む)・人工乳房	<ul style="list-style-type: none">・専用洗剤・クレンザー・洗濯用ネット・保湿剤・送料や手数料

補助金額

- ウィッグ **3万円** または 購入やレンタルにかかった費用 いずれか少ない方の額
- 胸部補整具 **2万円** または 購入やレンタルにかかった費用 いずれか少ない方の額

注意事項

補助は対象者1人につきウィッグ・胸部補整具、**各1回限り**

- ※ ウィッグ・胸部補整具を複数購入することは可能ですが、申請は各区分1回限りです。
- ※ 過去に松戸市で補助を受けたことがあっても、異なる区分の場合は再度申請が可能です。
- ※ 再発・転移など異なるがんに罹患した場合は、再度申請が可能です。

申請期限

購入またはレンタルした日(領収書に記載の日付)の **翌日から1年以内**

- ※ 領収書が複数枚ある場合は、一番古い購入またはレンタルした日を基準とします。
- ※ 購入またはレンタルした日は、令和6年4月1日以降のものに限ります。

申請に必要な書類

1. 松戸市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費用補助金交付申請書

市公式 Web サイトからダウンロードしてください

▶ https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko_fukushi/shiminnozenkou/appearancecare.html



2. がん治療を受けていることを証明する書類 ※写し可

診療証明書、治療方針計画書、おくすり手帳などで、次の内容がわかるものの写し

ウィッグの補助金を請求する場合

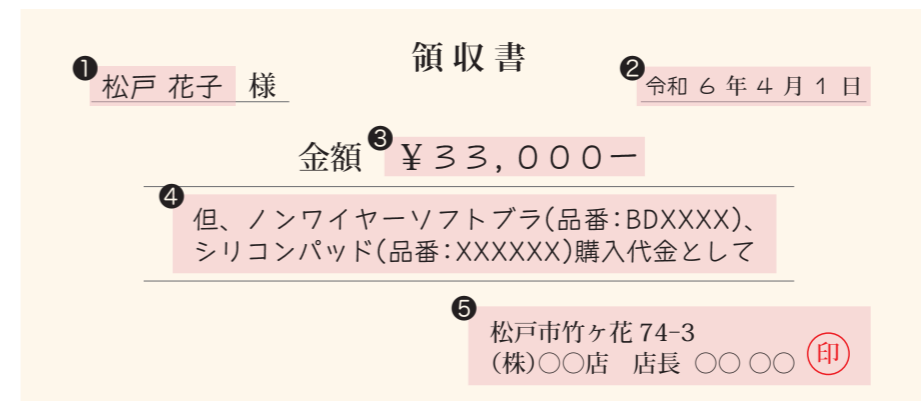
治療年月日の記載のある、がん治療を受けていることがわかる書類

胸部補整具の補助金を請求する場合

乳房の切除など手術をしたことがわかる書類

3. 購入等した金額の明細(①~⑤)がわかる書類(領収書等) ※写し可

- 宛名(申請者のフルネーム、苗字のみは不可)
- 購入やレンタルの費用を支払った年月日(有効期限は、記載日の翌日から1年以内)
- 購入やレンタルにかかった金額
※ 複数の商品がある場合は、詳細な内訳を別途添付すること。
- 購入やレンタルした商品の内容
※ 補助対象品であることがわかる記載が必要。特に、胸部補整具の場合は、「補整下着」「補整用シリコンパッド」「人工ニップル(着脱に必要な接着剤や剥離剤を含む)」の記載がある、またはメーカー名と品番の記載があること。
- 領収書発行者の名称及び住所



4. 市税に滞納がないことを証明する書類 ※省略可

当補助金の申請内容について市が保有する個人情報及び市税に滞納がないことを閲覧・調査することに同意する場合は、添付不要です。